

第34回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年2月25日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時
2. 場 所 名取市民体育館 第一会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 非農地証明願出について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地使用賃貸借権解約書(合意書)について
(4) 非農地証明願出について
(5) 令和3年度名取市農業労働賃金標準額の設定について
5. 出席委員(16人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
 7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 伊東 繁男
6. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 平井 啓嗣 主幹 佐藤 理恵
7. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第34回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第34回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員1名計16名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

2番 大内 繁徳 委員 3番 入間川 康弘 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、阿部悦雄代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（阿部悦雄委員）

第4班代表委員の阿部悦雄です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年2月25日提出。

番号1、大字・字・地番は愛島塩手字東田7番1、地目は登記現況共畑、登記面積

は457㎡、転用目的は資材置場、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は売買1㎡当り4,376円、資材置場です。

次に、位置図、公図については議案書の2ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。場所は、県道仙台館腰線大手町の西の方宮城県立ガンセンター、国立高専校南側の道路をホームセンタームサシに行く途中に今回の申請地があります。譲受人の方は造園業をしています。申請地に隣接する7番2と7番3は宅地になっています。申請地は畑で、庭石等を一時的に保管場所としていた。価格について、一反当たり437万円になり売買金額は457㎡ですので200万位になることから、少し高いので聞いたところ元々7番1も宅地だったとのこと。価格は買い手が納得しているとのことでした。

次に番号2、大字・字・地番は閑上字太子堂11番1、地目は登記現況共畑、登記面積は829㎡、転用目的は資材置場、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は売買1㎡当り8,082円、資材置場です。

次に、位置図、公図については議案書の3ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。場所は、県道閑上線の高速道路インターの交差点を北の方に3km行ったところ猿猴沼の近くに今回の申請地があります。譲受人の方は建築関係の仕事をしています。会社の事務所がこの近くにあることから、作業効率を考えこの場所を見つけたという事です。この場所の道路以外は土留めを行うとのこと。道路から50cm低いので土盛りをして砂利敷きし自然浸透となりますので、周りには迷惑にならないことを確認致しました。

次に番号3、大字・字・地番は杉ヶ袋字前沖380番、地目は登記田現況畑、登記面積は189㎡、転用目的は分家住宅建設、貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は使用貸借権設定許可日から30年、専用住宅1棟2階建て建築面積59.5㎡です。

次に、位置図、公図については議案書の4ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料5ページ及び6ページをご覧ください。場所は、県道塩釜亘理線新しい道路と旧道の交わる交差点の所です。両隣の土地の地権者には迷惑をかけない旨挨拶しているそうです。雨水は道路に流れるようアスファルト舗装で傾斜をつけ水路に放流し、排水は公共下水道に流すとのこと。です。

次に番号4、大字・字・地番は上余田字西田95番9、地目は登記現況共畑、登記面積は492㎡、転用目的は分家住宅建設、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は贈与、専

用住宅1棟2階建て建築面積64.41㎡です。

次に、位置図、公図については議案書の5ページ、土地利用計画・審査内容については、担任委員会資料7ページ及び8ページをご覧ください。場所は、旧4号線の上余田の五十嵐商会から西に行ったところですが。この敷地は、道路側に新設のU字溝と雨水枡を設置して道路の方に雨水を流し、合併浄化槽を設置し雨水枡を通して水路に流すとのことでした。

議案第1号1番から4番までにつきましては、2月22日の担任委員会で現地調査を行い、1番については、譲受人である法人の代表取締役から、2番は譲受人である法人から委任を受けた代表取締役の妻から、3番は貸付人、借受人双方から委任を受けた行政書士から、4番は譲受人から委任を受けた代理人から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の伊東繁男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（伊東繁男推進委員）

議案第1号1番から4番につきまして、2月22日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番、2番資材置場での転用ですが、隣接する農地に土砂の流出などが無いよう管理を徹底していただくよう指導いたしました。3番は、4番は分家住宅の建設に伴う転用ですが、周辺農地への影響は生じないものと判断いたしましたので、転用については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第2号「非農地証明願出について」を議題といたします。

それでは、阿部悦雄代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（阿部悦雄委員）

議案第2号非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願出の提出があったので意見を求める。令和3年2月25日提出。

番号1、下増田字屋敷5番3外55筆、地目は登記3筆田、現況雑種地、登記53筆畑、現況道路及び雑種地です。登記面積は、合計35,276㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、東日本大震災における被災地域であり、下増田地区防災集団跡地として名取市で買収したもので、今後農地として使用することが困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。現地については、仙台空港の貞山堀を挟んで東側一帯となります。津波による被害を受け宅地と農地が混在しているところで、今回提出されたのは農地の部分です。今後、市としていろいろな計画があり企業募集を行い進めているので、今回申請があったものです。

議案第2号につきましては、2月22日の担任委員会で、願出人である名取市の担当職員から、実情を聴取したところ、非農地であることを確認したので、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の伊東繁男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（伊東繁男推進委員）

議案第2号につきましては、2月22日の担任委員会に同行し、願出人である名取市の担当者から実情をお伺いいたしました。

この農地は名取市が防災集団移転事業で買い取りをしたもので、今後、名取市が農地としては使用することはなく、復興事業として活用するために非農地証明の交付願いがあったものです。

以上のことから、非農地証明書を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

集団移転して跡地を名取市が取得しているが、今まで管理は現地を見てどのような状況だったのか。

○ 事務局（小畑事務局長）

事務局の方から説明させていただきます。こちらの北釜地区は防災移転事業という事で、本来は宅地を買取る事業ですが宅地に隣接する農地も買取ることを国に認めて

頂きまして、田や畑を併せて買取りしてきた事業です。管理自体は草刈りを行っていますが、農地としての管理を行ってこなかったというのが現状になります。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

管理をしてこなかったという事ですが、遊休農地がかなり多くなっているため、名取市が取得した土地であればきれいに管理して見本となるべきと思います。

○ 事務局（小畑事務局長）

事務局の方から担当課に伝えておきます。

○ 議長（大友正一会長）

他にご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の7ページをお開きください。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和3年2月8日、10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したため、意見を求める。令和3年2月25日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規5件15,324㎡、更新42件197,370.7㎡

合計47件212,694.7㎡。

2 利用権を設定する土地

田148筆 207,928.7㎡、畑7筆 4,766㎡

合計155筆212,694.7㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定43件、所有権移転4件。
- ② 賃借権の存続期間。3年21件、5年22件。
- ③ 賃借10a当り。20kg1件、30kg18件、40kg1件、45kg6件、50kg3件、60kg10件、80kg1件、10,000円2件、15,000円1件。
- ④ 所有権移転の売買総額。400,000円1件、401,000円1件。
- ⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃借人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和3年3月1日予定。

5 詳細につきましては、議案書8ページから16ページのとおりです。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 2番（大内繁徳委員）

16ページの整理番号の2770番と2771番について、もう少し詳しく説明してください。

○ 事務局（平井局長補佐）

整理番号の一番下の部分のご質問になりますが、以前台林地区の農用地のところにイチゴ栽培を目的とした新規就農法人を迎えまして、約2haの農地の買収を行って利用権を結びました。ここに記載している地権者の方については、お金ではなく代替地を希望されていまして。新規法人側は、予め代替地を取得しておかなければならなかったもので、時期的には1回で終わらなかったことから代替地契約の分だけ残ったので、今回の利用権で契約が完了したことから事業としては2回になったという事です。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

他に、質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

《議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは議案書の17ページをお開きください。議案第4号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和3年2月25日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規8件58,861㎡、更新はありません、合計8件58,861㎡。

2 利用権を設定する土地

田34筆58,861㎡、畑はありません、合計34筆58,861㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定8件。

② 賃借権の存続期間。5年1件、10年7件。

③ 借賃（10a当り）。5,000円1件、7,000円6件、12,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和3年3月1日予定。

5 詳細につきましては、議案書18、19ページのとおりです。

以上でございます。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

- 《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》
- 《報告事項（２）農地賃貸借権解約について》
- 《報告事項（３）農地使用賃貸借権解約書（合意書）について》
- 《報告事項（４）非農地証明願出について》
- 《報告事項（５）令和３年度名取市農業労働賃金標準額の設定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（３）「農地使用賃貸借権解約書（合意書）について」、報告事項（４）「非農地証明願出について」、報告事項（５）「令和３年度名取市農業労働賃金標準額の設定について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（５）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（５）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

[３月の農業委員会行事日程説明を行った。]

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第３４回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後３時、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年3月25日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____